

2. 法的思考と法的知識を、人間の尊厳のために

東北学院大学法学部の教育理念・目的は、一つのスローガンに込められています。「法的思考と法的知識を、人間の尊厳のために」というものです。ここに含まれる3つのキーワードについて、順に考えてみましょう。

一番わかりやすいと思われるのは法的知識です。今までモヤモヤとしていた問題が、雲が晴れたようにすっきりとその姿を見せるようになるのが、知るということでしょう。知ることは実は暗記ではありません。理解することです。理解するとは、知の対象をいくつかの明確な言葉へとまとめ上げ、それを誰か他の人に対して自分なりの表現で伝え、目の前の具体的事案に適用することです。例えば、男女の生理的違いを前にして「法の下の平等」とは何でしょうか？一見簡単なようで、しかしその答えを探す課題は重く、広く、限りがありません。「私が知っていることは、私がほとんど何も知らないということだけだ」という謙虚な認識は、知ろうとする姿勢にとって不可欠です。実際、私たちの身の回りは分からぬことだらけなのです。

次に、法的思考とは何でしょうか？思考とはモノのとらえ方であり、それを発展させていく筋道です。「法的」という限定がついているのは、私たちが普段の生活で意識しているモノの捉え方とは少し違うところがあるからです。ではどこに違いがあるのでしょうか？答えは「ルール」や「決まり」という言葉にあります。私たちは、どちらかといえば前へ前へと何かを追い求めていきます。過去を振り返るよりは、未来へと目を向けがちです。ルールに基づく思考はこれに対して、既に決まっているルールへと帰っていき、その意味を捉え直そうとします。どちらかといえば、過去志向なのです。無限のエネルギーに溢れる若者からすると、それは実にまどろっこしく見えるかもしれません。

では、なぜ法的思考はルール志向なのでしょうか？法がルールの一種だからです。ではなぜ、法はルールという形をとるのでしょうか？それは、個人個人の利害や嗜好や世界観が違っているとしても、それでも尚、人々が平和のうちに生活するためには、多くの人や事柄に当てはまるルールという枠組みが必要であり有効だからです。法には、一人一人が自由に生きる平等な資格を有しているという高邁な理念がある一方、人間同士では時に利害が対立しもめごとが起きるという冷厳な事実認識があります。もめごとは解決され、何とか我慢ができる程度にまで緩和され、あるいは予防されなければなりません。そのための手立てを、人は長い年月をかけた協働作業の末に考案してきました。その叡智の結晶が法なのです。

最後に、人間の尊厳とは何でしょうか？基本的には、一人一人が「今、ここに、居る」ということだけで、互いに尊重される資格があるということです。人間の尊厳は、自他、老若男女、健常・異常、日本人・外国人等の別を問いません。しかし、どうしてそんなことが言えるのでしょうか？—これまた難問です。人間の尊厳は、私たちに対し飽くことなくその答えを探し求め、行動するよう促す理念なのです。

法学部のカリキュラムは、卒業後の進路に合わせたコースを用意し、学部での学びが将来の生活に結びつくよう諸君を導こうとしています。しかしそのことは、直ぐ役に立つ知のみが提供されていることを意味しているわけではありません。大学はもう少し長く、広く、深い目線で知を探り、思考を鍛えようとします。目の前の課題を解決するためだけの即効薬ではなく、未知の課題に立ち向かうための土台となる知識や思考、そしてそれらが奉仕する目的や理念への想いを、法学部では非培ってほしいのです。教員は諸君を全力で支援します。



法学部長

陶 久 利 彦